



今月のデータ

4,706件

平成20年中の飲酒運転(酒気帯び・酒酔い運転)事故の発生件数です(原付以上)。飲酒運転事故は、10年前より3割減少していますが、いまだ根絶には至っていません。6月1日に施行される改正道路交通法施行令では、飲酒運転に対する罰則が一層強化されます。



平成20年・警察庁調べ

平成21年6月1日施行

改正道路交通法施行令のポイント

平成19年6月20日に公布された改正道路交通法のうち、悪質・危険運転者対策と高齢運転者対策等を盛り込んだ改正道路交通法施行令が今年6月1日に施行されます。今回は主な改正ポイントを紹介します。

悪質・危険運転者対策

1 悪質・危険な運転者に対する欠格期間の延長 (点数制度による処分)

● 特定違反行為

悪質で危険性の高い次の4つの運転が「特定違反行為」として、一般の違反と区別して厳罰化されます。

- ① 運転殺人・運転傷害(自動車運転で故意に死傷させる) または故意に自動車で建造物を損壊させる行為
- ② 危険運転致死傷罪に当たる行為
- ③ 酒酔い運転、または麻薬等運転
- ④ 救護義務違反(ひき逃げ)

①～④の特定違反行為に対しては、基礎点数(35点～62点)が付されます(表1)。また、特定違反行為で行政処分が行われる場合の累積点数と欠格期間の対応関係は表2のようになります。

● 酒酔い運転等で事故を起こすと

酒酔い運転または麻薬等運転で交通事故を起こした場合は、基礎点数35点に被害の程度に応じた事故の付加点数が加算され、欠格期間(現行は2年～5年)は3年～7年となります(表3)。

表2 特定違反行為による累積点数と欠格期間

欠格期間	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
10年	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上
9年	65点～69点	60点～64点	55点～59点	50点～54点
8年	60点～64点	55点～59点	50点～54点	45点～49点
7年	55点～59点	50点～54点	45点～49点	40点～44点
6年	50点～54点	45点～49点	40点～44点	35点～39点
5年	45点～49点	40点～44点	35点～39点	
4年	40点～44点	35点～39点		
3年	35点～39点			

表1 特定違反行為の基礎点数と欠格期間

特定違反行為	基礎点数	欠格期間
・ 運転殺人等または危険運転致死	62点	8年
・ 運転傷害等または危険運転致傷(治療期間3月以上または後遺障害)	55点	7年
・ 運転傷害等または危険運転致傷(治療期間30日～3月未満)	51点	6年
・ 運転傷害等または危険運転致傷(治療期間15日～29日)	48点	5年
・ 運転傷害等(治療期間15日未満または建造物損壊)または危険運転致傷(治療期間15日未満)	45点	5年
・ 酒酔い運転または麻薬等運転、救護義務違反(ひき逃げ)	35点	3年

表3 酒酔い運転等の基礎点数および付加点数と欠格期間

	基礎点数	付加点数	欠格期間	
運転者の過失(大)	死亡事故	35点	+20点	7年
	治療期間3月以上	35点	+13点	5年
	// 30日～3月未満	35点	+9点	4年
	// 15日～30日未満	35点	+6点	4年
	// 15日未満	35点	+3点	3年
運転者の過失(小)	死亡事故	35点	+13点	5年
	治療期間3月以上	35点	+9点	4年
	// 30日～3月未満	35点	+6点	4年
	// 15日～30日未満	35点	+4点	3年
	// 15日未満	35点	+2点	3年

例 酒酔い運転をしていた運転者が不注意により死亡事故を起こし、ひき逃げをした場合は、**酒酔い運転 35点+事故の付加点数 20点+ひき逃げ 35点=90点**となり、**欠格期間は10年**になります。

2 道路外の故意致死傷などの欠格期間の延長 (点数制度によらない処分)

道路以外の場所で、故意に他人を自動車で死傷させた場合や危険運転致死傷罪に当たる行為は、点数制度によらない処分が行われていますが、被害者の被害の程度によって、欠格期間が、現行の5年から、最長8年ま

で引き上げられます。

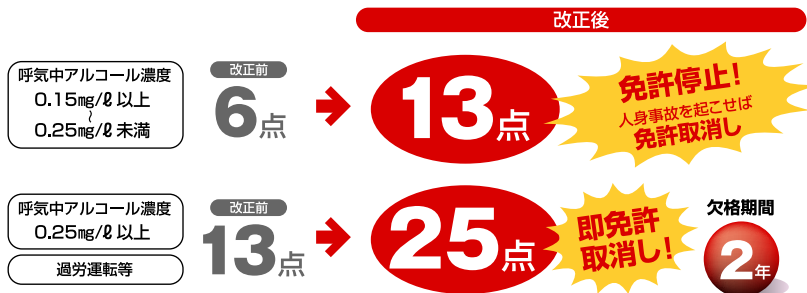
また、他の運転者に酒酔い運転や麻薬等運転、ひき逃げをそそのかした者への欠格期間が2年から3年に引き上げられます。

3 酒気帯び運転等の基礎点数の引上げ

酒気帯び運転は呼気中アルコール濃度が0.15～0.25mg/ℓ未満の場合、現行の6点から13点に引き上げられます。

同様に、呼気中アルコール濃度が0.25mg/ℓ以上の場合および過労運転等は、現行の13点から25点に引き上げられ、違反のみで免許取消しになります。

図1 酒気帯び運転等の基礎点数と処分の見直し



4 一般違反行為の累積点数区分の見直し

特定違反行為以外の一般違反行為についても、累積点数区分が見直されることになり、運転者の危険性及び結果の重大性に応じて、4年の欠格期間の基準が新たに設けられることになりました。

表4 一般違反行為の累積点数区分

欠格期間等	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上
4年	40点～44点	35点～39点	30点～34点	25点～29点
3年	35点～39点	30点～34点	25点～29点	20点～24点
2年	25点～34点	20点～29点	15点～24点	10点～19点
1年	15点～24点	10点～19点	5点～14点	4点～9点
停止・保留	6点～14点	4点～9点	2点～4点	2点又は3点

新たに4年の欠格期間が設けられた

高齢運転者対策の推進

75歳以上の高齢運転者に対して、運転免許更新時に、運転に必要な記憶力や判断力等の認知機能に関する検査を行い、その結果に基づいた高齢者講習が行われることとなります。

検査の結果が内閣府令で定める基準に該当する者が、更新期間満了日前の1年間、または更新申請の日以後

に信号無視、進路変更禁止違反、指定場所一時不停止、交差点安全進行義務違反など認知機能が低下した場合に行われやすい違反を行った者については、専門医による臨時適性検査を行い、その結果、認知症であることが判明した場合は、免許の取消し等の処分を受けることとなります。



東京海上日動リスクコンサルティング(株)の自動車事故削減プログラム

東京海上日動リスクコンサルティングでは、カメラ付きドライブレコーダを使用した自動車事故削減プログラム(法人向け)をはじめ各種事故削減メニューを取り揃え、ご提供しております。詳しくは、03-5288-6586(担当:西村・阿部)までお問い合わせください。HP (<http://www.tokiorisk.co.jp/>)

ご用命・ご相談は…

「やすらぎ」の設計が私たちの使命です。

保険システム株式会社
INSURANCE SYSTEM CO.LTD

〒950-0087
新潟市中央区東大通2-4-1 新潟パナソニックビル6F
TEL 025-243-7374 FAX 025-243-0921
E-MAIL yasuragi@hokensystem.co.jp
URL <http://www.hokensystem.co.jp>

東京海上日動火災保険株式会社

企業営業開発部

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590
URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課